

【消費税増税直前ココに注意！ 第2回】

あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。
今回は消費税の原則的な考え方と施行日(平成26年4月1日)をまたぐ取引についてご説明させていただきます。

消費税が5%になるか8%になるかは、「物の引き渡しがあった日や役務の提供が完了した日がいつになるのか」で判定します。原則、平成26年3月31日までに契約締結、注文、発注があっても、**物の引き渡しや役務の提供が4月1日以降であれば、消費税は8%が適用**されます。契約書の日付、請求書を発行する日、対価の支払をする日がいつかということではありませんのでご注意ください。



厳密には平成26年4月1日午前0時以降に行われる物の引き渡しや役務の提供については8%の税率が適用されることとなりますが、実務上無理があります。そこで4月1日施行日前後の取り扱いについて、下記のようなものがあります。

深夜営業の飲食店などは午前0時に税率変更ができない場合、経過措置として例外が設けられています。翌朝に前日の売上を締め、午前0時から締め切り時間までの売上分を前日の売上としている場合は、5%の税率が適用されます。コンビニ、自動販売機、自動精算機(駐車料金等)も同様と考えられます。

ただし、上記のような業種は特に行っている事業にあった合理的な売上基準を選択し、これを継続適用していることが重要になります。値札の付け替えが施行日の翌朝以降となる場合、レジの切り替えに時間がかかることなどを理由として、レジの切り替え前の売上は5%の税率ということにはなりません。

余談ですが、最近のレジ機能には、消費税率の自動変更予約機能がついているものもあります。案外、施行日午前0時以降すぐに8%になるかもしれませんので、当日はコンビニや深夜営業の店のレジに並んでみたいと思います(笑)。
(税理士/大野 嘉彦)